

特定求職者雇用開発助成金(中高齢層安定雇用支援コース)

いわゆる就職氷河期世代を含む中高年層などの者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成するもので、これらの者の正規雇用労働者としての就職支援を目的としています。

詳細な情報は右から



対象となる措置

1. 次の条件により雇い入れた場合に受給することができます。
 - (1) ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
 - (2) 次の①から③までのいずれにも該当する正規雇用労働者として雇入れされ、かつ雇用保険の一般被保険者として雇用されていること。また、正規雇用労働者について就業規則で定められていること。(※一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は、ここでいう正規雇用労働者とはみなされません。)
 - ①期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
 - ②所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(週30時間以上)と同じ労働者であること。(短時間正社員である場合は、通常の所定労働時間と同じである必要はありません。)
 - ③同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
2. 次のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。
 - (1) ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介を受ける前に、雇入れに向けた選考を開始していた対象労働者を雇入れる場合
 - (2) 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間(以下「基準期間」という)に、雇入れ事業主が、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇(雇止め・勧奨退職等を含む)したことがある場合
 - (3) 対象労働者の雇入れの日よりも前に特定求職者雇用開発助成金(中高年層コース)の支給決定がなされた者を、支給申請日の前日から起算して3年前の日から支給申請日の前日までの期間において、その助成対象期間中に事業主都合によって解雇(雇止め・勧奨退職等を含む)したことがある場合
 - (4) 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業所との関係において、次のいずれかに該当する場合
 - ①雇入れ事業所と雇用、請負、委任の関係にあった場合、または、出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れ事業所において就労したことがある場合
 - ②雇入れ事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講したことがある場合
 - (5) 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練(短期の職場適応訓練を除く)を受けたことがある場合
 - (6) 対象労働者の雇入れ日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主(以下「関係事業主」という。)と同一の事業主が雇入れる場合又は資本的・経済的・組織的関連性等からみて関係事業主と密接な関係にある事業主が当該対象労働者を雇い入れる場合
 - (7) 対象労働者が、雇入れ事業主の代表者または取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族および姻族)である場合

- (8) 対象労働者が、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等による紹介の時点における条件とは異なる条件で雇い入れられた場合で、当該対象労働者に対し労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合
- (9) 支給対象期における対象労働者の労働に対する賃金が、支払期日までに支払われていない場合

対象労働者及び支給額

- 対象労働者は、次の(1)～(5)のすべてに該当する求職者です。
 - 雇入れ時点で35歳以上60歳未満の求職者であった者
 - 雇入れ日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下である者
 ※ただし、自営業者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事している方など、助成金の趣旨に合致しないと考えられる方は、この要件を満たした場合であっても、助成対象外となります。
 - 雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない者
 ※過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されていた期間がある方でも、事業主都合の解雇等により離職した場合は助成対象となります。
 - ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」でかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者
 - 正規雇用労働者として雇用されることを希望している者
- 対象労働者の雇入れに係る日から起算した下表の「助成対象期間」を6か月単位で区分した「支給対象期」(第1期～第2期)ごとに、最大2回にわたって支給されます。

企業規模	支給対象期間	支給額※		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

※当該対象期の途中で対象労働者が離職した際は、本助成金は支給されません。

